

新幹線における車両及び重要施設に関する浸水対策について

本年10月の台風19号の影響により、長野新幹線車両センターにおいて列車10編成が浸水するなどの被害が発生したことを踏まえ、新幹線における車両及び重要施設に関する浸水対策の考え方等についてとりまとめました。

本年10月に発生した台風19号の影響で、長野新幹線車両センターに留置されていた列車10編成が浸水するなどの被害が発生しました。

当該事案を踏まえ、国土交通省においては、全国の鉄軌道事業者に対し、浸水被害が発生した場合に運行への影響が大きい施設の浸水対策について点検を指示し、その検証作業を行ってきたところであり、今般、新幹線における車両及び重要施設に関する浸水対策の考え方等についてとりまとめました。

国土交通省としましては、今後、鉄道事業者において、今回のとりまとめを踏まえた必要な対策が行われるよう取り組んでまいります。

新幹線における車両及び重要施設に関する浸水対策の考え方等の概要は以下のとおりです。
(詳細は別添参照)

1. 浸水対策の基本的な考え方

- 計画規模降雨^{※1}に対して、浸水被害が発生しても運行への影響を僅少な範囲に留めるような対策を講じることを基本とする
 - 想定最大規模降雨^{※2}に対しても、従業員等の安全を確保した上で、車両の浸水被害の最小化など社会経済被害の軽減に努めることとする
- ※1 水防法施行規則第2条第4号に規定する計画降雨(河川整備において基本となる規模の降雨)。年超過確率1/数十～1/200程度。
- ※2 水防法第14条第1項に規定する想定し得る最大規模の降雨。年超過確率1/1000程度。

2. 主な浸水対策(車両基地)

- 計画規模降雨により浸水被害が想定される重要施設においては、高所への移設、防水扉の設置など、運行への影響を僅少な範囲に留めるような対策を検討
→ 長野新幹線車両センター及び鳥飼車両基地(2箇所)が該当
 - 想定最大規模降雨により、地盤面から50cm程度以上の浸水被害が想定される車両の留置場所においては、車両避難計画など、車両の浸水被害を最小化する対策を検討
→ 長野新幹線車両センター、新庄運転区、鳥飼車両基地、博多総合車両所岡山支所、同広島支所及び熊本総合車両所(6箇所)^{※3}が該当
- ※3 浜松工場は車両の検査施設であり、留置機能はないため除いている。

【連絡先】

鉄道局技術企画課 高瀬、山岸、施設課 深田

代表：03-5253-8111(内線 40763・40892)、直通：03-5253-8524、FAX：03-5253-1634